

[事案 30-223] 資料開示等請求

・平成 30 年 12 月 13 日 不受理決定

<事案の概要>

過去に入院給付金を請求した際に保険会社に提出した診断書について、コピーの提供もしくは記載されていた情報の提供を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約上の権利等に関する紛争を解決するための機関であり、個別資料の開示を保険会社に求める権限等を有しないことから、申立てを不受理とした。